

13 林木遺伝資源の保存状況（平成26年度末現在）

(1) 成体・種子・花粉

区 分	保存場所	針葉樹				広葉樹				計			
		成体	種子	花粉	DNA	成体	種子	花粉	DNA	成体	種子	花粉	DNA
絶滅に瀕している種、 南西諸島及び小笠原諸 島の自生種、巨樹・銘 木、衰退林分で収集の 緊急性が高いもの	育種センター	383	374	190	0	618	53	15	0	1,001	427	205	0
	北海道育種場	33	0	0	0	90	0	0	0	123	0	0	0
	東北育種場	154	0	0	0	84	0	0	0	238	0	0	0
	関西育種場	304	0	0	0	183	0	0	0	487	0	0	0
	九州育種場	553	0	0	0	112	0	0	0	665	0	0	0
	計	1,248	374	190	0	926	53	15	0	2,174	427	205	0
育種素材として利用価 値の高いもの	育種センター	4,839	7,015	3,049	432	1,275	301	164	0	6,114	7,316	3,213	432
	北海道育種場	3,382	335	114	0	1,507	3	0	0	4,889	338	114	0
	東北育種場	3,929	0	0	0	500	0	0	0	4,429	0	0	0
	関西育種場	4,660	0	0	0	535	0	0	0	5,195	0	0	0
	九州育種場	2,677	0	0	0	417	0	0	0	3,094	0	0	0
	計	17,722	7,350	3,163	432	4,135	304	164	0	21,857	7,654	3,327	432
その他森林を構成する 多様な樹種	育種センター	4	8	2	0	81	408	10	0	85	416	12	0
	北海道育種場	0	0	0	0	110	0	0	0	110	0	0	0
	東北育種場	6	0	0	0	223	0	0	0	229	0	0	0
	関西育種場	3	0	0	0	73	0	0	0	76	0	0	0
	九州育種場	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
	計	10	8	2	0	465	408	10	0	475	416	12	0
合 計	育種センター	5,226	7,397	3,241	432	1,974	762	189	0	7,200	8,159	3,430	432
	北海道育種場	3,415	335	114	0	1,707	3	0	0	5,122	338	114	0
	東北育種場	4,089	0	0	0	807	0	0	0	4,896	0	0	0
	関西育種場	4,967	0	0	0	791	0	0	0	5,758	0	0	0
	九州育種場	3,230	0	0	0	532	0	0	0	3,762	0	0	0
	計	18,980	7,732	3,355	432	5,526	765	189	0	24,506	8,497	3,544	432

注) 計欄の数値は、育種センター及び育種場間での重複保存の遺伝資源を除いたものである。

(2) 林分

育種基本区		遺伝子保存林(注1)				林木遺伝資源 保存林 (注2)	森林生物遺伝 資源保存林 (注3)
		生息域外保存林		生息域内保存林			
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		
北海道	箇所数	50	12	3	7	138	4
	面積(ha)	345.99	51.17	7.98	34.31	2,640.75	45,791.47
東北	箇所数	56	0	0	0	48	3
	面積(ha)	169.06	0.00	0.00	0.00	626.15	9,609.41
関東	箇所数	40	0	11	12	62	3
	面積(ha)	173.22	0.00	189.37	187.93	2,616.83	4,193.55
関西	箇所数	47	0	10	10	38	3
	面積(ha)	119.00	0.00	27.06	168.23	1,570.71	3,012.32
九州	箇所数	30	0	0	0	33	3
	面積(ha)	73.98	0.00	0.00	0.00	1,665.37	13,568.89
合計	箇所数	222	12	24	29	319	16
	面積(ha)	881.25	51.17	224.41	390.47	9,119.81	76,175.64

平成26年度末現在

(注1) 遺伝子保存林

「林木の優良遺伝子群の保存について」(昭和39年11月16日付け39林野造第1639号最終改正平成13年3月30日付け12林整研第174号)に基づき、現存する優良な天然生林や人工林(採種源林分)を林木育種事業の遺伝子補給源として永続的に保存・活用するため、当該優良林分が伐採される以前に種子を採取し、造成した優良遺伝子群の人工林(生息域外保存)をいう。なお、広葉樹等の育苗技術が未確立な樹種では、暫定的に生息域をそのまま遺伝子保存林に指定しているもの(生息域内保存)もある。なお、表の生息域外保存林の「箇所数」は後継林分(遺伝子保存林)の造成済み採種源林分数で、その面積は後継林分の合計面積である。関西育種基本区の採種源林分1カ所から関東育種基本区と関西育種基本区に後継林分が設定されているので、生息域外保存林針葉樹の合計は1を引いた数となっている。

(注2) 林木遺伝資源保存林

平成元年4月11日付け元林野経第25号「保護林の再編・拡充について」による「保護林設定要領」(最終改正平成22年4月15日付け21林国経第56号)に基づき、国有林野に設定された保護林であり、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。

(注3) 森林生物遺伝資源保存林

平成元年4月11日付け元林野経第25号「保護林の再編・拡充について」による「保護林設定要領」(最終改正平成22年4月15日付け21林国経第56号)に基づき、国有林野に設定された保護林であり、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。